

# 特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校（通称五ヶ瀬自然学校）という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮崎県西臼杵郡五ヶ瀬町大字鞍岡6452番地乙に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、地元および他の地域の子供から高齢者までを対象にした山、川、海、田畑などで行う自然体験活動を通して、人々がふれあい、遊び、学ぶ事によって、より良い人間関係の形成、健康な体と健全な精神の育成に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 国際協力の活動
- (8) 子どもの健全育成を図る活動
- (9) 情報化社会の発展を図る活動
- (10) 経済活動の活性化を図る活動
- (11) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (12) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (特定非営利活動に係る事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動事業
- (2) 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動に関する人材育成事業
- (3) 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動に関する物産や物品の生産・製造・販売事業
- (4) 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動に関する施設の管理・運営・設計・建設事業
- (5) 自然環境の保全・清掃事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で総会において推薦されたもの

### (入会)

第7条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的を理解し、活動を支援する者でなければならない。
- 2 正会員になろうとするものは、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。
- 3 理事会は、前項のものが第1項各号に掲げる条件に適合すると認めるときは、正当な理由がない限り、そのものの入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 正会員は、退会しようとするときは、退会届を理事長に提出して、任意に退会できる。

### (除名)

第11条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款等に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉をき損し、又はこの法人の目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にその旨をあらかじめ通知するととも

に、除名の議決を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び顧問

(種類及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上7人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選により定める。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は、理事長を補佐し、業務を処理するとともに、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長が理事会の議決を経て定めた順序により、その職務を行う。

3 理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された役員の任期は現任者の残任期間とする。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事長が総会の議決を経て別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(種別及び構成)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、この定款に別に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するには、正会員に対し、総会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開会の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。この場合において、議長は、会員として議決に加わる権利を有しない。

2 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する正会員は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第28条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、表決しようとするときは、あらかじめ代理権を証する書面を総会ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使した正会員は、第26条及び前条第1項の規定に適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した正会員の数(書面表決者又は表決委任者がある場合には、その数を付記すること。)
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録については、議長のほか出席した正会員のうちからその総会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

### (構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

### (権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

### (開催)

第32条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

### (招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、開催の日の5日前までに通知しなければならない。

### (議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りでない。
- 3 議決すべき事項につき特別な利害関係を有する理事は、当該事項の議決に加わることができない。

(書面表決等)

第37条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

- 2 前項の規定により表決権を行使した理事は、第35条及び前条第1項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事の現在数
  - (3) 理事会に出席した理事の数（書面表決者がある場合には、その数を付記すること。）
  - (4) 審議事項
  - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか出席した理事のうちからその理事会において選任された2名以上の議事録署名人が署名押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行なわなければならない。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、その事業年度開始前に総会の議決を得なければならない。

2 事業計画及び予算の軽微な変更は、理事会の議決を経て行うことができる。この場合において、理事長は、変更した内容について、当該事業年度内に開催される総会に報告しなければならない。

(暫定予算)

第45条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算が成立する日まで前事業年度の予算に準じ収入し、又は支出することができる。

2 前項の規定による収入又は支出は、新たに成立した予算の収入又は支出とみなす。

(事業報告及び決算等)

第46条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を得なければならない。

(剰余金の処分)

第47条 この法人の決算において、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第48条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)



第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の規定に関わらず、法第25条第3項に規定する軽微な事項に係る定款の変更を行った場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(清算人の選任)

第51条 この法人が解散したとき（合併又は破産による解散を除く。）は、理事が清算人となる。

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、宮崎新聞に掲載して行う。

## 第8章 事務局

(事務局)

第54条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項については、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

## 第9章 雑則

(委任)

第55条 この定款の施行についての必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。  
理事長 杉田英治  
副理事長 曾我部謙造  
副理事長 興梶洋一  
監事 佐藤熊雄
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度の事業計画及び予算は、第44条第1項に規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の年会費は、第8条の規定に関わらず0円とし、次年度より次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員・賛助会員の個人5,000円
  - (2) 正会員・賛助会員の団体10,000円
  - (3) 学生会員1,000円

この定款は原本と相違ない事を証する

平成23年11月18日

特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校

理事 杉田英治



# 平成22年度事業報告書

(平成22年4月1日から平成23年3月31日まで見込み)

特定非営利活動法人 五ヶ瀬自然学校

## 1 事業活動方針

本会の目的及び事業に対する社会の要望に応えるため、本年度においては、川での自然体験活動および河川の清掃活動、山での自然体験活動および森林環境の維持保全事業、子どもの健全育成および安全管理事業、周辺地域のイベントへの協力、鞍岡地域を中心とした街づくり事業、空き農地を生かした組織的な農業および特産品の開発、教育旅行の誘致整備事業などを行った。

## 2 事業内容

### (1) 特定非営利活動に係る事業

#### ① 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動事業

##### ア 青少年の健全育成のための川を利用した環境教育カヌー教室事業の開催

(小・中学校 日本郵政公社/2010年度 年賀寄附金配分事業)

- ・ 実施時期 平成22年7月～9月 全7回
- ・ 実施対象 五ヶ瀬町立小学校4校、五ヶ瀬中等教育学校、五ヶ瀬町立中学校2校  
参加者：180名
- ・ 実施内容 五ヶ瀬川水系での川の安全教室およびレスキュー体験、カヌー教室、カヌーツーリング、環境学習など
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

##### イ 地方自治体、地域団体などが主催するイベントへの協力

- ・ 実施時期 平成22年4月～11月
- ・ 実施対象 イベント参加者
- ・ 実施内容 五ヶ瀬町「祇園山山開き」、蘇陽町もみじ祭り蘇陽峡カヌー体験、ゆめの学校を作る会子どもキャンプ、馬見原小学校スキー教室、元気の森かじか子どもキャンプ、山人の会地域づくり交流会など
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

##### ウ 放課後子ども教室「五ヶ瀬風の子自然学校」の開催

(五ヶ瀬町委託/平成21年度放課後子ども教室設置事業)

- ・ 実施時期 平成21年4月～平成22年3月 (全228日間)
- ・ 実施対象 鞍岡地区小学生 参加者47名
- ・ 実施内容 宿題、長縄跳び、ゴムとび、石蹴り、かくれんぼ、昔遊び、楽器の練習、花や昆虫の観察、将棋教室、英語で遊ぼう、パソコン教室、カヌースクール、カヌーツーリング、沢登り、田植え、稲刈り、登山、スキー教室、スノーシュートレッキング、木工教室、教育ファーム、エコスクールなど
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表、新聞の発行

##### エ 「五ヶ瀬川子ども探検キャンプ」の開催

(独立行政法人国立青少年教育振興機構/子どもゆめ基金)

- ・ 実施時期 平成22年7月25日～7月31日 (6泊7日 1回)

- ・ 実施対象 小学4年生～高校生 参加者13名、高校生1名、ボランティア3名
  - ・ 実施内容 五ヶ瀬川の上流から河口までを使った自然体験活動。沢登り、チュービング、カヌーイングと合わせてキャンプも指導。各場所の清掃活動も合わせて行う。
  - ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表
- オ **スノースクール** (財団法人 宮崎県市町村振興協会)
- ・ 実施期間 平成23年1月～平成23年2月 (全9回)
  - ・ 実施対象 小学1年生～高校生 参加者：177
  - ・ 実施内容 五ヶ瀬ハイランドスキー場でのスキースクール
  - ・ 結果好評 ホームページにて写真と文章で公表
- カ **五ヶ瀬「山の自然学校」やまぶし探検隊の協力** (五ヶ瀬町観光協会主催事業)
- ・ 実施時期 平成21年4月～12月 1泊2日 年6回
  - ・ 実施対象 小学生～高齢者 参加者 春9名 夏21名(1回) 秋45名(2回) 冬24名(1回)
  - ・ 実施内容 春：祇園山・蘇陽峡カヌー 夏：ムシムシキャンプ 秋：化石探し・白岩山登山、カヌー&蘇陽峡カヌー体験 冬：スキーキャンプ
  - ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表
- キ **「伝統の釜入り茶手作り体験と自然食の集い」の開催**
- ・ 実施時期 平成22年4月、8月 (2回)
  - ・ 実施対象 大人 参加者：15名
  - ・ 実施内容 お茶摘み、釜入り茶の製造、お茶会、自然食の集い
  - ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表
- ク **体験工房いっそ木工教室** (五ヶ瀬町／五ヶ瀬緑推進会議助成金)
- ・ 実施時期 平成22年10月16日
  - ・ 実施対象 五ヶ瀬町内小学生および保護者 参加者16名
  - ・ 実施内容 五ヶ瀬町産の杉材を使って椅子を作成
  - ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表
- ケ **五ヶ瀬風の子農園の開催** (社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 ふるさと愛の基金)
- ・ 実施時期 平成22年4月～平成22年2月
  - ・ 実施対象 五ヶ瀬風の子自然学校の子ども達
  - ・ 実施内容 週に1～2回、五ヶ瀬風の子自然学校の子ども達と、休耕地を利用し手作業で四季それぞれの野菜や果物、穀物作り。収穫した物を利用し料理教室や食べる体験。
  - ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表
- コ **モグモグキャンプの開催** (社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 ふるさと愛の基金)
- ・ 実施時期 平成22年8月11日～12日 (1泊2日)
  - ・ 実施対象 五ヶ瀬風の子自然学校の子ども達  
参加者：18名
  - ・ 実施内容 五ヶ瀬風の子自然学校の子ども達と、自分たちが育てた野菜の収穫、鶏をさばいて命を頂いて食べる体験。蘇陽峡でのカヌー体験。
  - ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表
- サ **鞍岡祇園神楽子ども教室の開催** (公益財団法人伝統文化活性化国民協会 伝統文化子ども教室)
- ・ 実施時期 平成22年5月～9月 全8回+お祭り2回
  - ・ 実施対象 五ヶ瀬風の子自然学校の子ども達

参加者：5名～11名

- ・ 実施内容 地域の住民から伝統文化である鞍岡祇園神楽を学び体験する。
- ・ 結果公表 祇園祭り、おくんち祭りで披露

② 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動に関する人材育成事業

ア ふるさと雇用再生特別金市町村補助金（農林水産省・厚生労働省・五ヶ瀬町地域振興課）

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施対象 失業者（鹿児島県より移住）
- ・ 実施内容 農山漁村地域力発掘支援モデル事業および農村コミュニティ再生・活性化支援事業の推進

イ 宮崎移住！地域おこし後継者発掘事業（宮崎県）

- ・ 実施時期 平成22年10月～平成23年3月
- ・ 実施対象 失業者（千葉県より移住）
- ・ 実施内容 地域づくり後継者の育成

ウ 田舎で働きたい事業（農林水産省）

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施対象 失業者（延岡市、熊本市）
- ・ 実施内容 有償での研修生の受け入れ。五ヶ瀬自然学校の業務全般を一緒に行いながら研修を行う。

③ 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動に関する物産や物品の生産・製造事業

ア ブランド米・釜炒り茶・椎茸の新商品の試作

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 開発商品 ブランド米生産農家の会、ブランド米パッケージ、お茶の入浴剤の研究・開発、椎茸商品の開発。試験販売。
- ・ 実施内容 試験販売。福岡市内1回、宮崎市内2回、延岡市1回、熊本市内1回、五ヶ瀬町内5回。
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

イ ホームページによる特産品の試験販売（九州農政局／農村コミュニティ・活性化支援事業）

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施内容 ホームページ内にショッピングモールを開設し、正会員が製造している物品や四億年の大地米などを予約受付しその都度発送する。四億年の大地米、山茶のお風呂入浴剤、塩っこ椎茸。

④ 自然体験・生活体験・農業体験・食の体験活動に関する施設の管理・運営・設計・建設事業

ア 空き家の情報収集と移住者支援

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施内容 地域での聞き取り調査・持ち主への直接交渉、移住希望者との協議・支援。
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

⑤ 自然環境の保全・清掃事業

ア 五ヶ瀬川流域「カヌーでゴミ拾い」カヌーキャンプの開催

（NPO法人五ヶ瀬川流域ネットワークとの協働）

- ・ 実施時期 平成22年5月～8月（1泊2日2回、2泊3日1回、バリアフリーカヌー1回）

- ・ 実施対象 小学生～大人 参加者65名
- ・ 実施内容 五ヶ瀬川水系での川の安全教室、沢登り、チュービング、カヌー教室、カヌーツーリング、水中観察、大岩からの飛び込みなどと合わせて河川の清掃活動を行う。
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

イ **銘木のどんぐりから苗木をつくろう！**（島崎清氏との協働）

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施対象 小学生～大人まで
- ・ 実施内容 ポットによる苗の管理、ポット苗の畑への移植、五ヶ瀬風の子自然学校保護者への配布。
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

⑥ その他目的を達成するために必要な事業

ア **基盤強化のための宣伝・広報活動事業**

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施内容 ホームページ作成・公開

イ **薪の安定供給と薪ストーブの普及啓発事業**

（五ヶ瀬クリーンエネルギー推進協議会と協働 環境省／薪ストーブ設置助成金）

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施対象 五ヶ瀬町内および周辺地域
- ・ 実施内容 薪の供給事業検討会の開催、仕組みづくり、薪割り実験、灯油との費用比較、薪ストーブの普及活動（10台設置）など

ウ **広域連携共生・対流等対策交付金事業 鞍岡地域づくり協議会事務局**

（九州農政局/平成22年度広域連携共生・対流等対策交付金）

- ・ 実施時期 平成22年5月～平成23年3月
- ・ 実施対象 鞍岡地区（9区～14区の公民館長、鞍岡地区住民、五ヶ瀬町役場地域振興課）
- ・ 実施内容 祇園祭り盛り上げ隊、彼岸花の里づくり協議会、鞍岡やってみる会の3部会を結成、伝統芸能・祭りの継承・盛り上げ（3回）、鞍岡の里づくり、山の幸を活かした特産品開発（味噌玉・梅干し、柿酢）、自然農法の研究（EM菌）などを行う。

結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

エ **五ヶ瀬山学校推進協議会事務局**（宮崎県／中山間地域新産業雇用創出緊急対策事業）

- ・ 実施時期 平成22年4月～平成23年3月
- ・ 実施対象 小学校、中学校、高校、旅行会社、一般企業、各種団体など
- ・ 実施内容 教育旅行の誘致、教育効果の高い体験活動の開発、民泊の推進、キャンプ場の集客
- ・ 結果公表 ホームページにて写真と文章で公表

# 特定非営利活動に係る事業会計財産目録

(単位：円)

特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校会計  
 全社

平成23年 3月31日 現在

## 《資産の部》

### 【流動資産】

(現金・預金)

現金	635,177
普通預金	
宮崎銀行	879,251
九州労働金庫	792
郵便局	267,836
宮崎銀行No2	85,823
現金・預金 計	1,868,879

流動資産合計

1,868,879

### 【固定資産】

(有形固定資産)

PFDろうきん	6,667
カヌーニッセイ	26,179
パソコン	6,040
スキー用具一式	2,253
ログシェル刃	4,010
ログ機械	17,568
カヤック一式	361,286
有形固定資産 計	424,003

固定資産合計

424,003

### 【繰延資産】

繰延資産	12,237
------	--------

繰延資産 計

12,237

資産の部 合計

2,305,119

## 《負債の部》

### 【流動負債】

源泉徴収預かり金	
佐藤裕美子	2,500
迫村和亮	6,285
井上和享	15,890
松井達哉	2,523
雇用保険料	
若松 沙代	2,385
迫村 和亮	7,667
佐藤 裕美子	6,182
甲斐祐輔	316
井上和享	6,283
社会保険料	
井上和享	22,862
流動負債 計	72,893

負債の部 合計

72,893

72,893

正味財産

2,232,226

# 特定非営利活動に係る事業会計貸借対照表

特定非営利活動法人五ヶ瀬自然学校会計

(単位：円)

全社

平成23年 3月31日 現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>		<b>【流動負債】</b>	
(現金・預金)		預り金	72,893
現金	635,177	流動負債計	72,893
普通預金	1,233,702	<b>負債の部合計</b>	<b>72,893</b>
現金・預金計	1,868,879	<b>正味財産の部</b>	
流動資産合計	1,868,879	<b>【基金1】</b>	
<b>【固定資産】</b>		基金1	805,000
(有形固定資産)		基金1計	805,000
PFDRろうきん	6,667	<b>【正味財産】</b>	
パソコン	6,040	正味財産	1,427,226
カヌーニッセイ	26,179	(うち当期正味財産増加額)	3,321,467
スキー用具一式	2,253	正味財産計	1,427,226
ログシェル刃	4,010	<b>正味財産の部合計</b>	<b>2,232,226</b>
ログ機械	17,568		
カヤック一式	361,286		
有形固定資産計	424,003		
固定資産合計	424,003		
<b>【繰延資産】</b>			
繰延資産	12,237		
繰延資産計	12,237		
<b>資産の部合計</b>	<b>2,305,119</b>	<b>負債・正味財産の部合計</b>	<b>2,305,119</b>



# 平成22年度決算書

(平成22年4月1日 から 23年3月31日 まで)

NPO法人 五ヶ瀬自然学校

	決算額	予算額	差異	備考
<b>I 収入の部</b>				
1 23年度正会員会費収入	5,000	0	5,000	個人会員1
22年度正会員会費収入	90,000	125,000	-35,000	個人14,団体2
21年度正会員会費収入	20,000	40,000	-20,000	個人2,団体1
22年度分賛助会員会費収入	0	5,000	-5,000	
小計	115,000	170,000	-55,000	
2 事業収入				22年度実績
自然塾	983,560	1,000,000	-16,440	
五ヶ瀬緑推進会議事業	32,000	20,000	12,000	
子どもゆめ基金事業	475,000	480,000	-5,000	
安藤スポーツトムソーヤ事業	0	0	0	
ふるさと愛の基金事業	56,000	120,000	-64,000	
五ヶ瀬風の子自然学校	506,300	550,000	-43,700	
日本郵政事業(学校のカヌー教室)	0	0	0	
農村コミュニティ再生・活性化事業	0	0	0	
地域づくり団体等協働モデル事業(スキースクール)	695,580	445,500	250,080	
カヌーでゴミ拾い事業	0	0	0	協働事業
クラオカンログハウス事業	430,000	2,100,000	-1,670,000	
研修・交流会事業	155,250	50,000	105,250	
五ヶ瀬の里キャンプ村事業	2,590,095	3,000,000	-409,905	
試験販売	1,819,415	2,500,000	-680,585	
企画運営	2,606,823	410,459	2,196,364	
小計	10,350,023	10,675,959	-325,936	
3 補助金等収入				
五ヶ瀬緑推進会議助成金	150,000	80,000	70,000	五ヶ瀬町
子どもゆめ基金助成金	695,000	869,000	-174,000	独立行政法人
安藤スポーツ助成金	0	0	0	日清食品
ふるさと愛の基金助成金	300,000	300,000	0	県社協
五ヶ瀬風の子自然学校委託金	3,061,000	2,716,000	345,000	国文科省+県+町
日本郵政助成金	500,000	500,000	0	日本郵政
農村コミュニティ再生・活性化事業	2,165,000	0	2,165,000	国農水省
農村コミュニティ利子補填事業	115,000	115,000	0	県社協
地域づくり団体等協働モデル事業(スキースクール)	500,000	500,000	0	財団
ふるさと雇用再生特別基金	2,826,000	2,260,000	566,000	国農水・厚生
薪ストーブ	28,699	0	28,699	林野庁
伝統文化子ども教室	240,500	248,000	-7,500	文化庁
田舎で働き隊	395,000	500,000	-105,000	国農水省
五ヶ瀬町ポータルサイト事業(緊急雇用対策)	301	0	301	国農水・厚生
宮崎移住!地域おこし後継者発掘事業	1,197,932	0	1,197,932	県
子ども農山漁村交流プロジェクト	123,060	0	123,060	農水省
研修・交流会事業	18,000	0	18,000	
表彰式旅費(共通部門)	9,653	0	9,653	県
宮崎県加工開発コンクール旅費(試験販売)	12,338	0	12,338	県+民間
小計	12,337,483	8,088,000	4,249,483	
4 その他事業収入	77,828	0	77,828	スタジオクリーク 作業補助
5 寄付金収入	100,000	0	100,000	
6 雑収入	52,010	62,000	-9,990	
8 受取利息収入	564	500	64	
小計	230,402	62,500	167,902	
当期収入合計 (A)	23,032,908	18,996,459	4,036,449	
前期繰越収支差額	-3,013,962	-2,306,161		
前期繰越収支差額修正分		-707,801	0	
収入合計 (B)	20,018,946	15,982,497	4,036,449	

平成22年度決算書  
(平成22年4月1日 から 23年3月31日 まで)

	決算額	予算額	差異	備考
<b>II 支出の部</b>				
<b>1 事業費</b>				
五ヶ瀬の里キャンプ村	797,120	0	797,120	
鞍岡地域づくり協議会事業費	212,488	34,000	178,488	
五ヶ瀬風の子自然学校	703,956	450,000	253,956	
五ヶ瀬川流域「自然塾」事業費	697,630	300,000	397,630	
カヌーでゴミ拾い事業費	0	0	0	協働事業
五ヶ瀬緑推進会議事業	116,192	80,000	36,192	
子どもゆめ基金事業費	1,252,550	1,385,640	-133,090	
クラオカンログハウス事業	0	650,000	-650,000	
研修・交流会事業	218,868	75,000	143,868	
安藤スポーツ トムソーヤ事業	0	0	0	
郵政公社 環境教育カヌー	561,115	581,265	-20,150	
農村コミュニティ支援事業	525	0	525	
ふるさと愛の基金助成事業	372,737	481,045	-108,308	
試験販売	1,582,420	1,000,000	582,420	
企画運営	2,655	1,500	1,155	
五ヶ瀬町ポータルサイト事業(緊急雇用対策)	0	0	0	
地域づくり団体等協働モデル事業(スキースクール)	1,283,342	1,120,000	163,342	
伝統子ども教室	248,538	250,000	-1,462	
五ヶ瀬山学校推進協議会	1,050,183	0	1,050,183	
田舎で働き隊	126,630	15,000	111,630	
ふるさと雇用再生特別基金	471,606	0	471,606	
子ども農山漁村交流プロジェクト	116,120	0	116,120	
薪ストーブ	0	0	0	
小計	9,814,675	6,423,450	3,391,225	
<b>2 管理費</b>				
五ヶ瀬の里キャンプ村	1,792,975	2,500,000	-707,025	
五ヶ瀬風の子自然学校	2,963,497	3,220,000	-256,503	
ふるさと雇用再生特別基金	2,493,250	2,830,000	-336,750	
宮崎移住!地域おこし後継者発掘事	1,162,615	0	1,162,615	
給与手当	365,326	200,000	165,326	
謝金	0	15,000	-15,000	
アルバイト	0	10,000	-10,000	
委託料	0	240,000	-240,000	
需用費	25,324	8,000	17,324	
義援金	10,000	0	10,000	
旅費・交通費	0	0	0	
通信費	79,438	115,000	-35,562	
使用料	79,672	64,000	15,672	
新聞図書費	0	0	0	
地代家賃	150,000	120,000	30,000	
消耗品費	42,680	40,000	2,680	
印刷経費	0	45,000	-45,000	
保険料	190,420	136,900	53,520	
租税公課	2,700	30,000	-27,300	
諸会費	35,000	40,000	-5,000	
慶弔費	6,880	5,000	1,880	
リース料	240,969	130,000	110,969	
支払手数料	1,890	1,000	890	
支払利息	22,145	50,000	-27,855	
減価償却費	231,985	466,948	-234,963	
小計	9,896,766	10,266,848	-370,082	
期支出合計 (C)	19,711,441	16,690,298	3,021,143	
当期収支差額 (A) - (C)	3,321,467	2,306,161	1,015,306	
次期繰越収支差額 (B) - (C)	307,505	-707,801	1,015,306	